

平成 29 年度市町村及び団体助成事業の実施に係る留意事項

平成 29 年度市町村及び団体助成事業の実施については、市町村健康づくり運動実践活動助成要綱（以下「市町村助成要綱」という。）及び健康づくり運動実践活動団体助成事業実施要綱（以下「団体助成要綱」という。）とともに次の事項に留意してください。

1 助成対象経費

- (1) 対象となる助成事業の経費は、助成決定後から平成 30 年 3 月までに支出を完了するものに限り、但し助成決定前に支出した経費であっても、助成決定された年度の支出であり、事業内容から判断して密接不可分な経費は助成対象となる場合があります。
- (2) 領収証（写）等を添付できないもの及び支払金額が社会通念上かけ離れて高額なものは、助成対象とはなりません。
- (3) 助成対象経費項目であっても次に掲げる経費は対象から除きます。

| 経費項目 | 留意点 |
|--------------|---|
| 報償費 (謝礼金) | ・ 内部関係者（常勤・非常勤役職員及び会員等）や共催団体の構成員については対象外とします。 ・ 菓子折りなどの物品による謝礼も除きます。 |
| 旅費交通費 | ・ イベントへの参加者及び内部関係者については除きます。 |
| 消耗品費 | ・ イベント参加者への賞品（景品）は、単価が千円以下のものを対象とします。 ・ イベント参加者への飲食に係る費用については、事業内容ごとに判断します。 ・ 文具費、材料費などは対象事業での使用が証明できるものに限り、ます。 |
| 通信運搬費 | ・ 内部関係者への案内や連絡に係る送料は除きます。 |
| 会場使用料 | ・ 原則としてイベント開催当日の使用料が対象となります。 ・ 会場使用料の限度額は 10 万円とします。 事業によっては料金表等を添付してもらうこともあります。 |

2 助成事業決定後には、原則として申請内容（予算）を変更することはできませんが、助成対象事業の目的及び助成の条件に反しない場合に限り、理事長の承認を得て変更することができます。

3 看板、のぼり、印刷物等には必ず「沖縄県保健医療福祉事業団助成事業」と明示してください。また、完了報告書には事業名掲示が確認できるように看板やのぼり等の写真や使用した印刷物を添付してください。

※本助成金に初めて応募される方へ

事業経費明細書の記入方法や、経費区分については次ページの例を参考にしてください。

事業経費明細書（記載例）

実施団体名 _____

| 経費区分 | 金額（円） | 積算内訳 |
|-------|-----------|---|
| 消耗品費 | 70,000 円 | マラソン大会参加賞 200 円×300 個 飲料水 100 円×300 個 |
| 使用料 | 150,000 円 | 会場使用料 100,000 円 テント借用料 30,000 円 イス、テーブル借用料 20,000 円 |
| 手数料支出 | 50 円 | 銀行振込手数料 50 円 |
| 報償費 | 20,000 円 | 健康運動指導士 10,000 円×2 人 |
| 保険料 | 24,000 円 | スポーツ障害保険 80 円×300 人 |
| 印刷製本費 | 50,000 円 | チラシ 500 枚 ポスター 200 枚 |
| 看板製作費 | 50,000 円 | 看板製作一式（デザイン含む） |
| 合 計 | 364,050 | |

代表的な経費区分の例

| 経費区分 | 備考 |
|----------|--|
| 消耗品費 | 文具費、材料費なども含みます ※単価が 1000 円を超える賞品、参加賞等は助成の対象外とします。 |
| 通信運搬費 | 切手代や郵送代など。 ※内部関係者への案内や連絡に係る費用は助成の対象外です。 |
| 印刷製本費 | チラシ、ポスター等の印刷にかかる費用など。 |
| 報償費（謝礼金） | ※内部関係者や共催団体の構成員に対する謝金は対象外です。 |
| 保険料 | 各種スポーツ保険、イベント保険などにかかる費用 |
| 租税公課 | 印紙代など。 |
| 手数料 | 銀行振込手数料など。 |
| 賃借料 | リース料、会場使用料など。 ※会場使用料に関しては、10 万円以内で原則イベント開催当日の使用料が助成金の対象となります。 |
| 委託費 | 業務の一部、又は全部を委託する際にかかる費用です。 |

※上記の経費区分はあくまで一例です。実際の支出の内容に合わせて適宜記載してください